

諮問事項 1

第2次一括法による権限移譲に伴う騒音規制法等に基づく規制地域の指定等について

【概要】

騒音規制法等の規定に基づいて都道府県知事が指定及び設定をしている「規制地域」及び「規制基準」並びに「騒音に係る類型当てはめ地域」について、第2次一括法の施行に伴い、これらの規制地域等の指定等の権限が市に移譲される。

このため、本市において、各法令の規定に基づいて、規制地域及び規制基準等を新たに定めるものである。

※第2次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法第105号））

- 地域主権戦略大綱（H22.6.22閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備（188法律）を行う。
- ①基礎自治体への権限移譲（都道府県の権限の市町村への移譲。47法律）、②義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大（160法律）がされる。 ※①、②の重複19法律

【対象法令】

第2次一括法の対象となる環境関連の法律は、騒音規制法、悪臭防止法、振動規制法及び環境基本法の4つであり、各法の改正に併せて政令及び省令が改正される。

【内容】

各法令の規定に基づき、本市において新たに定める規制地域及び規制基準等は別紙のとおりとし、現行の県告示による規制地域及び規制基準等を踏襲するものとする。

【施行期日】

平成24年4月1日から施行する。

1 騒音規制法関係

(1) 特定工場等において発生する騒音について規制する地域

法第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域については、次のとおりとする。

○規制地域：用途地域

- 特定工場等…機械プレスや送風機など、著しい騒音を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場。
- 特定建設作業…くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定める作業。

(2) 特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

法第4条第1項の規定により、規制地域の指定にあたり、環境大臣が特定工場等において発生する騒音について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準については、次のとおりとする。

○時間及び区域区分

時間区分 区域区分	昼間 午前8時から午後7時 まで	朝・夕 午前6時から午前8時 まで及び午後7時から 午後10時まで	夜間 午後10時から翌朝の 午前6時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考)

- 1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
第4種区域	工業地域

(3) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号に規定する、静音の保持を必要とする区域及び相当数の住居が集合しているために騒音の発生を防止する必要がある区域並びに学校等の概ね80メートル以内の区域のいずれかに該当する地域として、作業時間の規制を行う区域は、次のとおりとする。

○第1号区域

第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホーム敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

(備考)

第1種区域、第2種区域及び第3種区域並びに第4種区域の区分は、「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」で定める区分とする。

当該基準に基づく特定建設作業に係る作業時間の規制

●作業ができない時間…第1号に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、別表の第2号に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと

●1日あたりの時間…第1号に掲げる区域にあつては1日10時間、別表の第2号に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

※第2号区域は、同基準に基づいて、第1号で定める区域以外の区域。

(4) 自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成12年総理府令第15号)において、自動車騒音の限度について、区分の区分及び時間の区分ごとに定めており、その区域の区分については、次のとおりとする。

○区域の区分

a 区域	第1種区域
b 区域	第2種区域
c 区域	第3種区域及び第4種区域

(備考)

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」で定める区分とする。

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」(平成十二年三月二日総理府令第十五号)《抜粋》

別表

時間の区分	昼間	夜間
区域の区分		
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

備考

a 区域、b 区域及び c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(市の区域内の区域については、市長。)が定めた区域をいう。

- 1 a 区域 専ら住居の用に供される区域
- 2 b 区域 主として住居の用に供される区域
- 3 c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

2 悪臭防止法関係

(1) 事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域の指定

法第3条の規定により、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域については、次のとおりとする。

○規制地域：用途地域

(2) 規制地域における規制基準の設定

法第4条の規定により、規制地域の指定にあたり、その自然的・社会的条件を考慮して当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに定める規制基準については、次のとおりとする。なお、規制基準は、敷地境界線、気体排出口及び排出水について定める。

○物質濃度規制に係るもの

①事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（法第4条第1項第1号に規定する規制基準）

特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度 (単位 ppm)	特定悪臭物質の種類	大気中の濃度の許容限度 (単位 ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸メチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

②事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口の規制基準（法第4条第1項第2号に規定する規制基準）

①に定める規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量を限度とする。

③特定悪臭物質を含む水で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における規制基準（法第4条第1項第3号に規定する規制基準）

特定悪臭物質の種類	事業場から敷地外に排出される排出水の量	排出水中の濃度の許容限度 (単位1リットルにつきミリグラム)
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

3 振動規制法関係

(1) 特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定

法第3条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域として、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認めるものについては、次のとおりとする。

○規制地域：用途地域

- 特定工場等…機械プレスや圧縮機など、著しい振動を発生する施設であって政令で定める施設を設置する工場・事業場。
- 特定建設作業…くい打機など、建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業であって政令で定める作業。

(2) 特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準

法第4条第1項の規定により、規制地域の指定にあたり、環境大臣が特定工場等において発生する振動について規制する必要の程度に応じて昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める基準の範囲内において、これらの区分に対応する時間及び区域の区分ごとの規制基準については、次のとおりとする。

○時間及び区域区分

時間区分	昼間	夜間
区域区分	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(備考)

- 1 第1種区域及び第2種区域に所在する学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。
- 2 第1種区域及び第2種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(3) 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定

「振動規制法施行規則」別表第1に定める、静音の保持を必要とする区域及び相当数の住居が集合しているために振動の発生を防止する必要がある区域並びに学校等の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内のいずれかに該当する地域として、作業時間の規制を行う区域は、次のとおりとする。

○第1号区域

第1種区域及び工業地域を除く第2種区域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院及び患者の収容施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域

(備考)

第1種区域及び第2種区域の区分は、「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」で定める区分とする。

振動規制法施行規則に基づく特定建設作業に係る作業時間の規制

●作業ができない時間…第1号に掲げる区域にあつては午後7時から翌日の午前7時までの時間内、付表の第2号に掲げる区域にあつては午後10時から翌日の午前6時までの時間内において行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと

●1日あたりの時間…第1号に掲げる区域にあつては1日10時間、付表の第2号に掲げる区域にあつては1日14時間を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。

※第2号区域は、同施行規則に基づいて、第1号で定める区域以外の区域。

(4) 道路交通振動の限度に関する区域並びに昼間及び夜間の時間

「振動規制法施行規則」において、道路交通振動の限度として定める区域の区分並びに昼間及び夜間の時間については、次のとおりとする。

○区域の区分

第1種区域	「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」で規定する第1種区域
第2種区域	「振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」で規定する第2種区域

○昼間及び夜間の時間

区分	時間
昼間	午前8時から午後7時まで
夜間	午後7時から翌日の午前8時まで

「振動規制法施行規則」《抜粋》

別表第2

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考

1 第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 一 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- 二 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において都道府県知事（市の区域内の区域に係る時間については、市長。）が定めた時間をいう。

- 一 昼間 午前5時、6時、7時又は8時から午後7時、8時、9時又は10時まで
- 二 夜間 午後7時、8時、9時又は10時から翌日の午前5時、6時、7時又は8時まで

4 環境基本法関係

(1) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

環境基本法第16条第1項の規定により、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（環境基準）について、地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、各類型を当てはめる地域としては、次のとおりとする。

○環境基準の地域類型ごとに指定する地域

地域類型	指定地域
A	第1種区域
B	第2種区域
C	第3種区域及び第4種区域

(備考)

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準」で定める区分とする。

「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月30日環告64）《抜粋》

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。